

# 下水道使用料改定のお知らせ

問合せ：下水道総務課

## 令和5年4月1日から下水道使用料を改定します

羽曳野市の公共下水道事業は、平成元年から生活環境の改善や都市の健全発展を目的として進めています。

平成24年から下水道使用料の値上げをせず運営してまいりましたが、人口減少による使用料収入の減少や、下水道施設の老朽化による維持管理費が増加しており、現在の使用料収入では経費をまかないきれず、教育、子育て、福祉などに充てるべき一般会計から補てんしており、市の財政を圧迫している状況です。このような状況を改善するため、令和5年4月1日から下記のとおり下水道使用料を改定させていただくことになりました。たとえば、4月検針なら翌月の5月の請求分から改定後の使用料が適用されます。

今後とも、下水道事業の効率的な運営に努め、市民の皆さまのサービス向上を図りたいと存じますので、なにとぞ一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

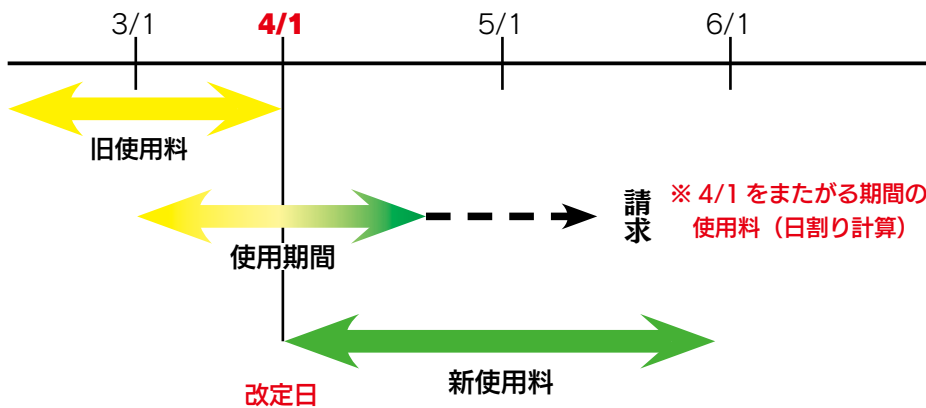
### 下水道使用料単価表（現行と改定後）

【現行】		(消費税抜き金額)		【改定後】				(消費税抜き金額)	
区分	基本使用料 (月額) 8㎡まで	超過使用料 (1ヶ月1㎡あたり)		基本使用料 (月額) 8㎡まで	超過使用料 (1ヶ月1㎡あたり)		差額 (円)		
		排水量 (㎡)	使用料 (円)		排水量 (㎡)	使用料 (円)			
一般汚水	698	9～10	95	872	9～10	118	23		
		11～20	114		11～20	142	28		
		21～40	146		21～40	182	36		
		41～100	190		41～100	237	47		
		101～500	234		101～500	292	58		
		501～1,000	266		501～1,000	332	66		
		1,001以上	273		1,001以上	341	68		
公衆浴場	-	1～	20	-	1～	25	5		

上記により算出した額に消費税率を乗じ（1円未満切り捨て）加算した額が下水道使用料となります。

### 使用期間が令和5年4月1日をまたがる場合は日割り計算となります。

3月31日までは旧使用料となり、4月1日以降は新使用料で使用日数に応じて日割り計算させていただきます。



4月検針なら  
翌月5月の請求分から  
適用されます

### 改定後の下水道使用料早見表（2ヶ月分）

一般用の2ヶ月あたりの下水道使用料の新旧比較（消費税込み、単位：円）

水 量 (汚水排除量)	下 水 道 使 用 料					
	16㎡まで	20㎡	40㎡	60㎡	80㎡	100㎡
現 行	1,535	1,953	4,461	7,673	10,885	15,065
令和5年4月1日から	1,918	2,437	5,561	9,565	13,569	18,783

### 水量（汚水排除量）の決め方

- ◆水道水を使用する場合・・・水道水の使用水量を汚水排除量とします。
- ◆水道水以外（井戸水等）を使用する場合・・・利用状況等により、市が別途認定し、水道水の使用水量と合算します。